

(訟ろ-06)

平成30年5月23日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 戸 荘 左 近

最高裁判所事務総局総務局第三課長 二本柳 聰

刑事免責制度等の概要等について（事務連絡）

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第1条第4号に掲げる規定が平成30年6月1日から施行されますが、同規定のうち、刑事免責制度、構外ビデオリンク方式による証人尋問等及び合意制度の概要及び公判調書等の記載例を別紙のとおりまとめましたので、参考までに送付します。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

(別紙)

刑事免責制度等の概要等について

1 刑事免責制度について（刑事訴訟法157条の2、157条の3）

(1) 制度の概要

刑事免責制度は、証人尋問において、自己負罪拒否特権に基づく証言拒絶権（刑事訴訟法（以下「法」という。）146条）の行使により、組織的な犯罪等の事案の解明に支障を来さないよう、尋問に応じてした供述及びこれに基づいて得られた証拠は、当該証人の刑事事件において証人に不利益な証拠とすることのできない旨の免責を付与し、証人自身が刑事訴追を受け又は有罪判決を受けるおそれのある事項についても証言を義務付ける制度である。刑事免責の請求は、尋問開始前のほか、尋問開始後においても行うことができる。また、第1回公判期日前の証人尋問（法226条、227条）にも準用される（法228条1項）。

(2) 調書の記載（別添1）

刑事免責制度については、検察官の請求（刑事訴訟規則（以下「規則」という。）44条1項14号）、裁判所の決定（同項47号）、法157条の2第1項各号に掲げる条件により証人尋問を行ったこと（規則38条2項4号、44条1項24号）を、調書に記載しなければならない。

なお、刑事免責の条件により尋問を行う場合には、証人に対し、法157条の2第2項又は157条の3第2項の決定の内容及び法147条に規定する者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒むことができる旨を告げなければならないが（規則121条2項、3項），これらを告げたことを調書に記載する必要はない¹。

2 構外ビデオリンク方式による証人尋問等について（法157条の6第2項等）

(1) 制度の概要

¹ 規則121条1項の告知をしたことを調書に記載しない扱いと同様である。

ビデオリンク方式による証人尋問は、これまで、尋問を行う裁判官及び訴訟関係人が在席する場所と同一構内の別の場所に証人在席させて行う方法のみであったが（法157条の6第1項。以下「構内ビデオリンク方式」という。），証人を同一構内以外にある場所²に在席させて行うことが可能となつた（以下「構外ビデオリンク方式」という。）。

なお、構内ビデオリンク方式と同様に、法157条の6第2項が準用される鑑定人尋問（法171条）、通訳・翻訳人尋問（法178条）のほか、被害者等による心情その他の意見の陳述（法292条の2第6項）についても、構外ビデオリンク方式により行うことが可能である。

（2）調書の記載（別添2）

構外ビデオリンク方式による証人尋問の調書の記載については、基本的には、これまでの構内ビデオリンク方式による場合と異なるところはなく、法157条の6第2項に規定する方法により証人尋問を行ったことを調書に記載しなければならない（規則38条2項7号、44条1項27号）。この場合、構外ビデオリンク方式により尋問を行った証人の証人尋問調書に記載し、証拠等関係カードにもその旨を備忘的に記載することが相当である点も、構内ビデオリンク方式による場合と同様である。

また、構外ビデオリンク方式により証人尋問を行う旨の決定は、証拠調べの方法を定める決定（法297条1項）にあたり、公判調書の必要的記載事項から除外されているものの（規則44条1項47号ロ），手続の適正を担保するほか、その後の進行予定を把握して必要な準備を行う等、手続の円滑な進行のために有益な事項として、これも構内ビデオリンク方式による場合と同様に証

² 尋問に必要な装置の設置された他の裁判所の構内にある場所（規則107条の3）であるが、現在、地裁本庁及び支部（併設簡裁を含む。）並びに一部の独立簡裁に整備されており、実施に当たっては、平成30年5月16日付け刑事局長、家庭局長、総務局長、經理局長通達「刑事訴訟法第157条の6第2項に規定する方法による証人等の尋問等の手続について」及び同日付け刑事局第二課長、家庭局第一課長、総務局第三課長、經理局監査課長事務連絡「構外ビデオリンク方式による証人等の尋問等の手続について」を参照する。

拠等関係カードに記載するのが相当である。

ところで、構外ビデオリンク方式により証人尋問を行った場合においても、証人が尋問のために在席した場所（規則107条の3に規定する「他の裁判所」。以下「出頭裁判所」という。）は、公判調書の必要的記載事項とされていない。これは、出頭裁判所を公判調書に記載すると、被告人に証人が出頭した裁判所が知られ、証人の居住場所が推知される可能性があるほか、証人尋問が続行される場合には、続行期日における証人の出頭に伴う移動に際し、あるいは、出頭後の移動に際し尾行をさせるなどして居住場所等が特定されることによって、証人等に対する加害行為等がなされるおそれが生じうことなどによる。したがって、規則44条2項により出頭裁判所を調書に記載するか否か判断する場合には、それが公判調書の必要的記載事項とされなかつた趣旨を踏まえ、あえてこれを記載する必要性の有無や、上記弊害が生じる可能性の有無等を考慮することが適当とされているが（刑事訴訟規則等の一部を改正する規則の解説(1)参照），基本的には記載しない扱いが相当であろう。

なお、上記趣旨に鑑みれば、特に被害者あるいは証人等秘匿決定がなされた事案等、証人等への配慮を要する事案では、調書に限らず、出頭裁判所名はできる限り記録上現れないように工夫する必要があり、例えば、構外ビデオリンク方式で行う旨の決定書や被告人、弁護人に対する通知書等に出頭裁判所が記載されていないか十分に確認する必要があろう。

3 合意制度について（法350条の2以下）

（1）制度の概要

合意制度は、特定の財政経済犯罪及び薬物銃器犯罪を対象として、検察官と被疑者・被告人（以下「被疑者等」という。）との間で、被疑者等が他人の刑事事件について「真実の供述」をする等の協力行為をすること及び検察官が被疑者等の事件について不起訴にしたり、軽い求刑をしたりする等の有利な取扱いをすることを内容とする合意ができる制度である。この合意には、弁護人の

同意が必要であり（法350条の3第1項），検察官，被疑者等及び弁護人が連署した書面（合意内容書面）により，その内容を明らかにして行うこととされている（法350条の3第2項）。

合意内容書面については，①当該合意に係る被疑者の事件について公訴提起したとき又は被告事件について，公訴提起後に被告人との間で合意をしたとき，②被告人以外の者の供述録取書等であって，その者が合意に基づいて了供述を録取等したものについて取調べの請求がされ，又は裁判所が職権で取り調べることとしたとき，③証人尋問が請求され，又は裁判所が職権で証人尋問を行うこととした場合において，その証人となるべき者との間で当該証人尋問について了合意があるときは，検察官にその取調べ請求が義務付けられている（法350条の7第1項，350条の8前段，350条の9前段）。また，検察官及び被疑者等は，一定の事由がある場合には当該合意から離脱することができ（法350条の10第1項），合意の相手方に対して当該合意から離脱する旨の告知をしているとき（合意内容書面取調べ後に離脱した場合を含む。）は，検察官には合意離脱書面（法350条の10第2項）の取調べ請求も義務付けられている（法350条の7第2項，3項，350条の8後段，350条の9後段）。

（2）調書の記載（別添3）

合意内容書面又は合意離脱書面（以下，これらを「合意内容書面等」という。）の取調べ請求があった場合の調書の記載は，他の書証と異なるところはない。しかし，前記の②（被告人以外の者の供述録取書等に関する合意）及び③（証人尋問についての合意）の場合，その供述は，自己の刑事事件についての有利な取扱いを約束された上で，これを期待してなされるものであり，そのような供述の契機・理由は，当該供述の信用性と関連し得るものである。そのため，いわゆる巻込みを防止する観点から，被告人及び弁護人が合意の存在及び内容を把握した上で防御活動を行い，裁判所が合意に基づく供述の信用性を

慎重に吟味できるようにするために、合意内容書面等の取調べ請求が義務付けられている趣旨に鑑みると、合意内容書面等と当該合意に基づき収集された証拠との関連性は、調書（証拠等関係カード）上容易に判別できるようにしておくことが有益と考えられる。

この点、上記関連性は、検察官が証拠調べの請求をする際に提出する証拠等関係カードと同じ様式の書面（例えば立証趣旨欄等）でも明らかにされるものと考えられるが、これが明確ではない場合には、裁判所から検察官に対し上記関連性を確認し、その内容を証拠等関係カードに記載しておくのが相当と考えられる。

(別添1)

【例1】

尋問「開始前」の刑事免責請求 《法157の2》 → 公判期日において、請求等の手続が行われた場合

10	証人 甲野太郎						第1回公判 刑事免責請求※1
	[○○県○市○町1-1-1 50分] 被告人から被害者方に金を受け取りに行くよう指示されたこと	1	1	かかるべく	1	決定(次回同行)	
	()				2	済(刑事免責)	1

<続カード>

※	期日	請求・意見・結果等
1	1	刑事免責請求(甲10) 検察官 本日付け請求書のとおり 弁護人 かかるべく 裁判官 本件証人尋問を法157条の2第1項各号に掲げる条件により行う旨決定

平成30年(わ)第●号

証人尋問調書(この調書は、第2回公判調書と一体となるものである。)

氏名 甲野太郎
年齢 ●●歳

刑事免責

この証人の尋問は、法157条の2第1項各号に掲げる条件により行った。

検察官

.....

(中略)

証人尋問を行う前に、公判期日で検察官から刑事免責の請求がなされた場合の記載例である。

刑事免責制度の条文には「刑事免責」との文言はないが、法改正に至る議論の段階から本制度は一貫して「刑事免責」制度とされていたことから、調書には「刑事免責」と端的に記載すれば足りると考えられる。

刑事免責請求及びこれに対する決定は、証人尋問という証拠調べに関するものであり、請求欄の記載を補充するものとして、カードの備考欄及び続カードに記載する。

この点、決定をするには弁護人の陳述を聴く必要があるところ(規則33 I 前段)、弁護人の意見は必要的記載事項とされていない。しかし、弁護人から意見が付された場合、決定が適正に行われたことを担保するために重要な事項であるときには、記載相当事項としてカードに記載することも考えられる。

必要的記載事項である「法第157条の2第1項各号に掲げる条件により証人尋問を行つたこと。」(規則44 I ②)は、証人尋問調書に上記のとおり記載し、カードの結果欄には、証拠調べの結果を明確にするため、「(刑事免責)」とメモ的に記載するのが相当である。

【例2】

尋問「開始前」の刑事免責請求 《法157の2》 → 期日外において、請求等の手続が行われた場合

10 証人 甲野太郎 〔 ○○県○市○町1-1-1 50分 〕 被告人から空港でスーツケースを運ぶよう依頼されたこと ()	前 1	前 2	しかるべき	前 3 30. 7. 2 2	決定 (第2回公判同行) 刑事免責決定 済(刑事免責)	30.6.20 刑事免責請求 1
---	-----	-----	-------	----------------------	--------------------------------------	------------------------

証人尋問を行う前に、公判期日外で刑事免責の請求等がなされた場合の記載例である。

期日外で行われた刑事免責の請求等の手続も、証拠調べ手続の経過を明らかにするためにカードに記載するのが相当である。

なお、期日外の刑事免責請求及びこれに対する決定については、別途、請求書や決定書が記録に綴られることになるため、カードの結果欄における決定の記載はこの程度で足りると考えられるが、決定内容を具体的に記載する場合は、「法157の2 I 各号の条件により行う旨決定」などと記載することが考えられる。

弁護人の意見の記載の要否は、【例1】と同様である。

<決定書の例>

平成30年(わ)第●号○○被告事件

被告人○○○○

決 定

上記被告事件につき、検察官から刑事免責の請求があつたので、当裁判所は次のとおり決定する。

証人甲野太郎に対する証人尋問を、刑事訴訟法第157条の2第1項各号に掲げる条件により行う。

平成30年7月2日

甲地方裁判所第1刑事部

裁判官 ●●●●

即日、訴訟関係人に通知済み

裁判所書記官

刑事免責請求に対する決定を公判期日前にした場合には、決定内容を訴訟関係人に通知しなければならない(規則107の2 II・I, 34但書)。他方、証人に対して通知する義務はないため、これについては必要に応じて行えばよいことになる。

【例3】

尋問「開始後」の刑事免責請求 《法157の3》 → 証人尋問中に免責請求、決定、異議申立てがあった場合

10 証人 甲野太郎 〔 ○○県○市○町1-1-1 50分 〕 被告人から被害者方に金を受け取りに行くよう指示されたこと ()	1	1	かかるべく	1	決定(次回同行)		
				2	済(刑事免責)	1	

平成30年()第●号

証人尋問調書(この調書は、第2回公判調書と一体となるものである。)

氏名 甲野太郎

検察官

.....

(中略)

刑事免責請求

検察官

…よって、これ以後の証人尋問を、法157条の2第1項各号に掲げる条件により行うことを請求する。

弁護人

…必要がない。

裁判官

これ以後の証人尋問を、法157条の2第1項各号に掲げる条件により行う旨決定

異議申立て

弁護人

…のため、異議を申し立てる。

検察官

…であり、理由がない。

裁判官

異議申立棄却決定

検察官

.....

(以下略)

証人尋問中に、刑事免責請求、決定及びこれに対する異議申立てがあった場合に、これらを尋問調書に記載する場合の記載例である。

刑事免責請求及びこれに対する決定が証人尋問中に行われた場合には、刑事免責の条件によることになった時点を明らかにする必要があるため、一連の手続を尋問調書に記載する。

この場合、上記のとおり、「これ以後の証人尋問を法157条の2第1項各号に掲げる条件により行う旨決定」された旨を記載すれば、その後の尋問は刑事免責の条件により行ったことが明らかになるから、法157条の2第1項各号に掲げる条件により証人尋問を行ったこと(規則38 II④, 44 I②)を重ねて記載するまでの必要はない(刑事訴訟規則等の一部を改正する規則の解説(1)参照)。

(別添2)

【例1】

構外ビデオリンク方式による証人尋問の場合(遮へい措置あり) 《法157の6Ⅱ》

10 証人 A(法299の4IVの代替 呼称) 〔 被害状況及び被害感情 ()〕	50分)	1	1	しかるべき	1 決定(次回同行) 遮へいの決定 〔 証人・被告人相互間 証人・傍聴人相互間 〕 構外ビデオリンク方式 の決定	● ● ● 付け措置通知書あり
				2 済(遮へいの措置・ 構外ビデオリンク方 式)	1	

平成30年(わ)第●号

証人尋問調書(この調書は、第2回公判調書と一体となるものである。)

氏名 A(氏名は、平成●年●月●日付け措置に関する通知書のとおりであることを確認した。)
年齢 ●●歳

証人の遮へい

証人と被告人及び証人と傍聴人が相互に相手の状態を認識することができないようにするため、被告人及び傍聴人から見ることが可能なモニター画面に、証人の映像が映らないよう措置を探った。

検察官

.....

(中略)

この証人の尋問は、法157条の6第2項に規定する方法により行った。

氏名に代わる呼称(法299条の4第2項、4項)の開示措置がとられた者について、代替呼称により証人尋問請求がされ、当該尋問を構外ビデオリンク方式により遮へいの措置を併用して行った場合の記載例である。

構外ビデオリンク方式により尋問を行う旨の決定は、証拠調べの方法を定める決定(法297Ⅰ)にあたり、必要的記載事項から除外されている(規則44Ⅰ④ロ)が、手続が適正に行われたことを担保するほか、その後の進行予定の把握及び期日間準備の便宜のために有益な事項として記載する実益もあることから、カードに記載するのが相当である点は、構内ビデオリンクの場合と同様である。

必要的記載事項である「法第157条の6第2項に規定する方法により証人尋問を行つたこと。」(規則44Ⅰ②)は、証人尋問調書に上記のとおり記載し、カードの結果欄には、証拠調べの結果を明確にするため、「(構外ビデオリンク方式)」とメモ的に記載するのが相当である。

証人が尋問のために在席した場所(出頭裁判所)は、公判調書の必要的記載事項とされていない。これは、出頭裁判所を公判調書に記載すると、被告人に証人が出頭した裁判所が知られ、証人の居住場所が推知される可能性があるほか、証人尋問が続行される場合には、続行期日における証人の出頭に伴う移動に際し、あるいは、出頭後の移動に際し尾行をさせるなどして居住場所等が特定されることによって、証人等に対する加害行為等がなされるおそれが生じうことなどによる。

したがって、規則44条2項により出頭裁判所を調書に記載するか否か判断する場合には、それが公判調書の必要的記載事項とされなかつた趣旨を踏まえ、あえてこれを記載する必要性の有無や、上記弊害が生じる可能性の有無等を考慮することが適当とされているが(刑事訴訟規則等の一部を改正する規則の解説(1)参照)、基本的には記載しない扱いが相当であろう。

構外ビデオリンク方式による手続に関する記載方法は、基本的には、これまでの構内ビデオリンク方式の場合と異なるところはないが、法改正により、ビデオリンクには「構内」(法157の6Ⅰ)と「構外」(同Ⅱ)の2類型が生じたため、これを明確に区別して記載する必要がある(したがって、法157の6第1項に規定する方法による際、従前単に「ビデオリンク方式」と記載していたものについては「構内ビデオリンク方式」と記載することになる。)。

なお、本例のように代替呼称により証人尋問請求がされた場合や、裁判所において証人の氏名を被告人に対して特に秘匿する必要があると判断した場合には、構外ビデオリンクの決定及び同決定の通知をする際に、次のとおり、証人の氏名がみだりに表記されないよう配慮することが相当である。

<決定書の例>

第●回公判期日に実施予定の証人尋問(甲●号)は、刑事訴訟法第157条の6第2項に規定する方法により行う。

<通知書の例 (被告人宛て)>

第●回公判期日に実施予定の証人尋問(甲●号)は、構外ビデオリンクの方法(刑事訴訟法第157条の6第2項)により行う。

【例2】

公判期日外における証人尋問において、構外ビデオリンク方式により証人尋問を行った場合 〔法226, 227, 157の6Ⅱ〕

平成30年か第●号

証人 ●●●●尋問調書

被疑者 丙野一郎
被疑事件 強制性交等致傷
尋問をした年月日 平成30年●月●日
尋問をした場所 甲地方裁判所
尋問をした裁判官 甲地方裁判所
丁野二郎

(中略)

人定尋問

氏名 ●●●●
年齢 ●●歳

尋問及び供述

別紙反訳書記載のとおり

この証人の尋問は、法157条の6第2項に規定する方法により行った。

この尋問は、供述者が録音体の再生を必要としない旨述べ、かつ、尋問に立ち会った者に異議がないので、刑事訴訟規則52条の15第2項の手続をしない。なお、供述者は、調書に署名押印することができない旨申し立てた。

平成30年○月○日

甲地方裁判所刑事第●部

裁判所書記官 乙野花子 ㊞

第1回公判前における証人尋問を、構外ビデオリンク方式により行い、録音反訳により証人尋問調書を作成する場合の記載例である。

「尋問をした場所」欄(規則42Ⅰ)には、取調べをした場所を明確にするため、裁判官(公判準備における場合は受訴裁判所)が在席する裁判所を記載する。他方、証人が在席した裁判所は、例1と同様の理由により、記載するのは相当ではない。

また、録音反訳による場合において、供述者が録音体の再生を必要としない旨述べ、かつ、尋問に立ち会った者に異議がないときは、規則52の15Ⅱの手続を要しないところ、その場合には、書記官がその旨を調書に記載し、かつ、供述者が調書に署名押印する必要がある(規則52の15Ⅲ。公判準備における証人尋問等を除く。)。もっとも、証人が、同一構内以外の場所に在席するために尋問調書に署名押印することができない旨申し出たときは、上記のとおり記載することが考えられる(刑事訴訟規則等の一部を改正する規則の解説(1)参照)。

なお、第1回公判前ではなく、公判準備における証人尋問(法158)において、録音反訳により証人尋問調書を作成する場合には、供述者が録音体の再生を請求したときに限り、規則52の15Ⅱ①及び②の手続をしなければならないが、この場合、供述者の署名押印は必要とされていない(規則52の15Ⅳ)。

以上で述べた点は、前述した公判準備における例外を除き、その他の公判期日以外の証人尋問の場合(法179等)に速記録引用により証人尋問調書を作成するとき(規則52の5以下)も含め、基本的に同様である。

【例3】

構外ビデオリンク方式による証人尋問とその際の尋問及び供述並びにその状況の記録媒体への記録 《法157の6Ⅱ, IV》

10	証人 A(法299の4IVの代替呼称)				1	決定(次回同行) 遮へい・構外ビデオリンク方式及び記録媒体への記録の決定※1		● ● ● 付け措置通知書あり DVD1枚添付
	[50分]	1	1	しかるべき	2	済(遮へいの措置・構外ビデオリンク方式)	1	
被害状況及び被害感情	()							

※	期日	請求・意見・結果等
1	1	遮へい・構外ビデオリンク方式及び記録媒体への記録の決定(甲10) 裁判長 証人と被告人及び証人と傍聴人が相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとった上、法157条の6第2項に規定する方法により尋問し、証人の同意を得て尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録する旨決定

平成30年()第●号

証人尋問調書(この調書は、第2回公判調書と一体となるものである。)

氏名 A(氏名は、平成●年●月●日付け措置に関する通知書のとおりであることを確認した。)
年齢 ●●歳

証人の遮へい

証人と被告人及び証人と傍聴人が相互に相手の状態を認識することができないようにするため、被告人及び傍聴人から見ることが可能なモニター画面に、証人の映像が映らないよう措置を探った。

尋問及び供述

別紙反証書記載のとおり

この証人の尋問は、法157条の6第2項に規定する方法により行い、証人の同意を得て尋問及び供述並びにその状況を別添のDVD1枚に記録した。

氏名に代わる呼称(法299条の4第2項、4項)の開示措置がとられた者について、代替呼称により証人尋問請求がされ、当該尋問を構外ビデオリンク方式により遮へいの措置を併用して行った上、記録媒体へ記録した場合の記載例である。

記録媒体への記録の決定は、必要的記載事項ではないが(規則44 I ④),構内及び構外ビデオリンク方式により尋問を行う旨の決定と同様の理由により、カードに記載するのが相当である。

証人尋問を実施した際の結果欄のメモ的記載としては、記録媒体に記録したことも含めて「(遮へいの措置・構外ビデオリンク方式・記録媒体への記録)」とすることも考えられる。

【例4】

構外ビデオリンク方式による意見陳述 《法292の2, 157の6 II》

公判調書(手続)

被害者等の意見陳述

被害者A

.....

この意見の陳述は、法157条の6第2項に規定する方法により行った。

被害者等による心情その他の意見の陳述が、構外ビデオリンク方式により行われた場合の記載例である。

必要的記載事項である「法第157条の6第2項に規定する方法により法第292条の2第1項の規定による意見の陳述をさせたこと。」(規則44 I ⑩)は、公判調書に上記のとおり記載する。

被害者等が意見陳述のために在席した場所(出頭裁判所)は、公判調書の必要的記載事項とされていない。この点の考え方は、構外ビデオリンク方式により証人尋問を行った場合に出頭裁判所を調書に記載しない点と同様である。

(別添3)

【例1】

合意がある被告人の刑事事件において、合意内容書面及び合意離脱書面の取調べ請求があつた場合 『法350の7』

(甲号証)

8	合意内容書面							合意離脱書面あり(甲11)
	〔(被)ほか 30.7.2〕 検察官と被告人との間に法350の2 Iの合意があること及びその内容 ()	1	1	同意	1	決定・済	11	

11	合意離脱書面							
	〔(被) 30.7.13〕 被告人が甲8の合意から離脱する 旨告知したこと ()	2	2	同意	2	決定・済	1	

被告人に関する合意内容書面及び合意離脱書面の取調べが請求された場合の記載例である。

単に「合意書面」と記載しただけでは法327条の合意書面と区別できないことから、標目欄や立証趣旨欄等において、法350の3IIの合意書面であることを明確に記載するのが相当である。

合意離脱書面の取調べ請求があつた場合は、離脱に係る合意内容書面のカードの備考欄に、その旨を記載して関連性を明らかにしておくのが相当である。

【例2】

他人の刑事被告事件において、供述録取書の供述者の合意内容書面の取調べ請求があつた場合 《法350の8》

10 檢							合意内容書面あり(甲11) 合意離脱書面あり(甲12)
[甲野太郎 30.7.2] 共謀状況、犯行状況 ()	1	1	同意	1	決定・済	10	
11 合意内容書面							合意離脱書面あり(甲12)
[甲野太郎ほか 30.7.2] 甲10の供述に関し、検察官及び甲野太郎との間に法350の2 I の合意があること及びその内容 ()	1	1	同意	1	決定・済	11	
12 合意離脱書面							
[甲野太郎 30.7.13] 甲野太郎が甲11の合意から離脱する旨告知したこと ()	1	1	同意	1	決定・済	12	

被告人以外の者の供述調書に関する合意内容書面及び合意離脱書面の取調べが請求された場合の記載例である。

合意に基づく供述録取書等が、他人の刑事被告事件について証拠とされた場合には、合意に基づいてなされた供述の契機・理由が当該供述の信用性に関連し得ることから、当該合意に関する合意内容書面や合意離脱書面と合意に基づく証拠との関連性を明らかにしておくのが相当である。

【例3】

他人の刑事被告事件において、証人との間で当該証人尋問についてした合意内容書面及び合意離脱書面の取調べ請求があつた場合
《法350の9》

10 証人 甲野太郎 〔 ○○県○市○町1-1-1 50分 〕 共謀状況、犯行状況 〔 〕	1	1	しかるべき	1 2	決定(次回同行) 済	1	合意内容書面あり(甲11) 合意離脱書面あり(甲12)
11 合意内容書面 〔 甲野太郎ほか 30.6.28 〕 証人甲野(甲10)の証人尋問に関し、法350の2 I の合意があること及びその内容 〔 〕	1	1	同意	1	決定・済	10	合意離脱書面あり(甲12)
12 合意離脱書面 〔 甲野太郎 30.7.31 〕 証人甲野が甲11の合意から離脱する旨告知したこと 〔 〕	3	3	同意	3	決定・済	1	

証人尋問に際し、当該証人に関する合意内容書面及び合意離脱書面の取調べが請求された場合の記載例である。

合意に基づいて他人の刑事被告事件において証人として証言する場合には、合意に基づいてなされた供述の契機・理由が当該証言の信用性に関連し得ることから、当該合意に関する合意内容書面や合意離脱書面と合意に基づく証拠との関連性を明らかにしておくのが相当である。